

4. 福島第一原発事故における初期対応の概要

4-1. 避難指示の経緯

東京電力は、福島第一原子力発電所における緊急事態の発生により、原子力災害対策特別措置法（原災法）に基づき、3月11日15時42分に第10条通報（全交流電源喪失）を、同日16時45分に第15条通報（非常用炉心冷却装置注水不能）を行った。

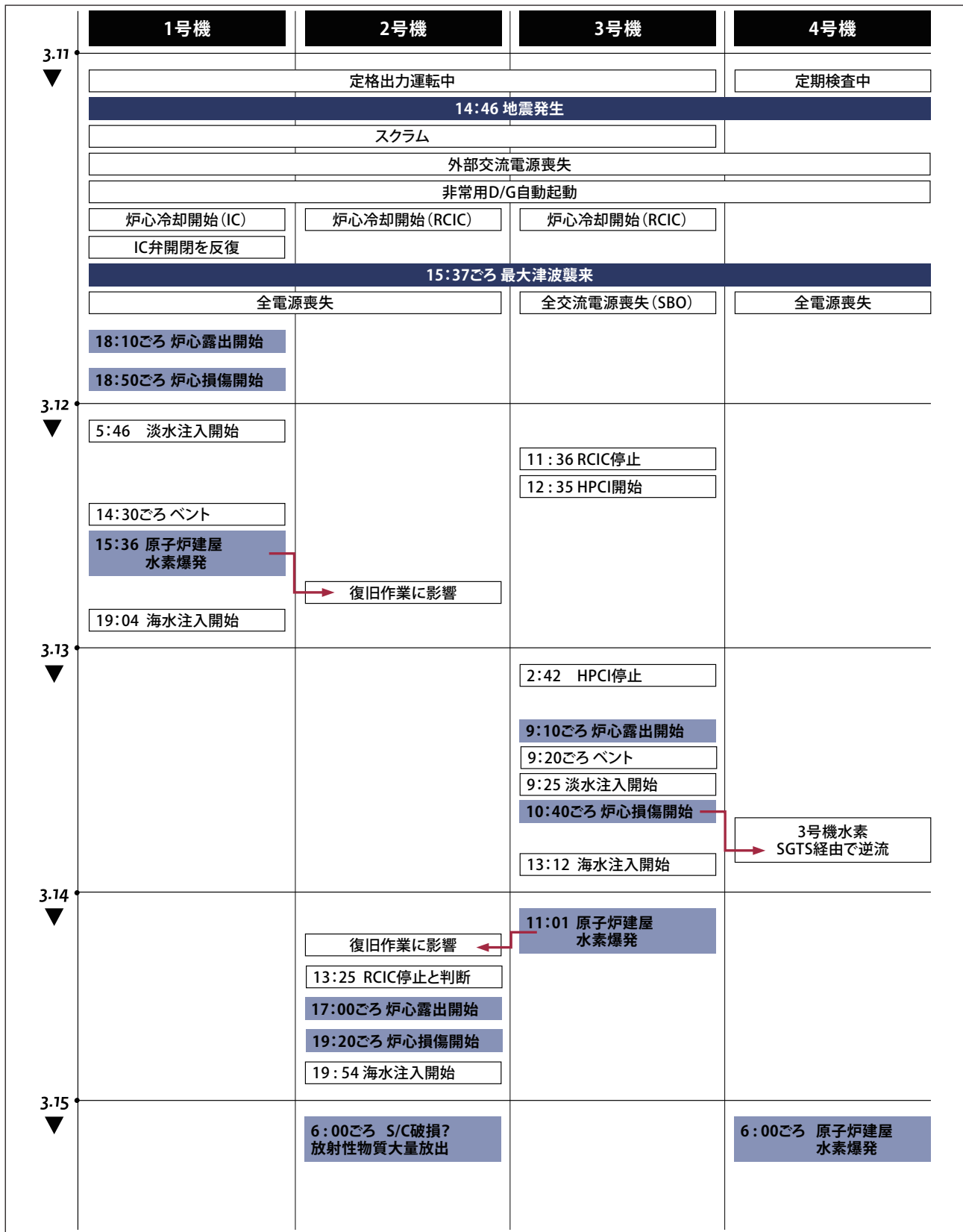
これを受け、政府は同日19時3分に原子力緊急事態宣言を発令。同日20時50分には、福島県が福島第一原発から半径2km圏内の住民に最初の避難指示を出す一方、同日21時23分に、政府が福島第一原発から半径3km圏内に避難指示、3～10km圏内に屋内退避を指示した。

3月12日5時44分には、1号機の圧力上昇等を受け、政府が半径10km圏内の住民に避難を指示した。1号機ではベントが試みられていたが、同日15時36分、1号機の原子炉建屋で水素爆発が発生した。この爆発を受け、同日18時25分には、避難対象区域を20km圏に拡大した。

その後も、3月14日11時1分の3号機原子炉建屋の水素爆発、3月15日6時頃の4号機原子炉建屋の水素爆発が発生。これを受け、同日11時1分に、半径20～30km圏内の住民に屋内退避を指示した。また、3月25日には、同区域の住民に対し、「自主避難要請」を行った。

表 2-1 避難指示の経緯（民間事故調，2012）

3/11	14:46	地震発生	
	15:42	東電	第10条通報(全交流電源喪失)
	16:45	東電	第15条通報(非常用炉心冷却装置注水不能)
	18:33	東電	(福島第二)第10条通報
	19:03	政府	原子力緊急事態宣言
	20:50	福島県	2km圏避難指示
	21:23	政府	3km圏避難指示 3～10km圏屋内退避
3/12	5:44	政府	10km圏避難指示
	7:45	政府	(福島第二)原子力緊急事態宣言 3km圏避難指示 3～10km圏屋内退避
	17:39	政府	(福島第二)10km圏避難指示
	18:25	政府	20km圏避難指示
3/15	11:01	政府	20～30km圏屋内退避
3/25		政府	20～30km圏内に自主避難要請
4/11		官房長官、避難指示の見直しに言及	
4/21		20km圏内警戒区域の設定 (福島第二)10kmから8kmに避難範囲縮小	
4/22		20～30km圏屋内退避区域の解除(いわき市外れる) 計画的避難区域の設定 緊急時避難準備区域の設定	



(注) 炉心露出開始、炉心損傷開始時刻はいずれも東京電力の MAAP 解析による

図 2-1 福島第一原発事故の推移 (国会事故調, 2012)